

Title	武家の興起による中世佛教文化基調の動搖
Sub Title	
Author	山本, 光郎(Yamamoto, Mitsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1939
Jtitle	史学 Vol.18, No.2/3 (1939. 11) ,p.209(395)- 230(416)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	占部博士古稀記念號
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19391100-0209

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

武家の興起による中世佛教文化基調の動搖

山本光郎

平泉澄氏は、嘗て、日本精神發展の段階と題し、史學雜誌（第參拾九編第四號）に、又、中世文化の基調と題して、史林（第十四卷第一號）に、中世は宗教が絕對の價値を占めた時代であつて、公家文化も、武家文化も平民文化も、悉く、宗教の影響を受けざるものなく、宗教によつて規定せられ、威壓されたと論じられた。實に、一讀して直ちに論者の人爲を感得し得るやうな、明快なる立論と、齒切りのよい筆致と、卓見とに富む論文であつて、讀者の敬服して止まざるものである。

さて、このうちの中世文化の基調と題したる論文において、宗教が武家文化に與へたる效果について仰られてゐる點である。即ち、

『武家の興起は中世に於ける最も重大なる現象ではあつたが、しかもその意志力を主とする獨特

武家の興起による中世佛教文化基調の動搖（山本）

の文化も、常に宗教文化に威壓せられ勝であり、宗教に朝宗して始めて十分の満足を見出したのであつた。それが宗教文化より獨立し、否むしろ之を壓倒して勝ちおほせたのは、確に近世の事である』(二)

お説の通り、人間の行爲や、目的を悉く宗教を以て規定せんとする中世の宗教至上主義文化より、完全に獨立するには、近世の市民的、個人主義文化の勃興に待たなければならなかつたであらう。この點に關して、勿論、異論はないが、近世の市民文化といつても、忽然と孤立的に發展したものではなく、中世の武家文化を傳承することが甚だ多いのである。例へば、市民の主人對奉公人の主従關係にしても、又、家業とか、義理を重んずる社會意識にしても、殊に、近世個人主義思想の母胎の如く考へられる、一分といふ個人的對面意識の如きにしても(二)。何れも中世の武家社會制度や、社會意識のうちから發達したものであつて、一つとして武家文化の影響を蒙らざるものはなかつた。

それで、私は近世の市民文化の到來を待つまでもなく、中世の武家文化のうちに、既に、宗教の王座に朝宗しなくなるやうな、破戒的、邪道的、惡魔的、我が儘なるものが存してゐたやうに認める。私はこゝに、中世の宗教至上主義の黃金文化が、武家の勃興によつて、如何に夢を破られ、動搖するに至つたかを、考察してみたい。併し、淺學菲才の私が、誤つたる觀察をしないとは保し難い。希くは、大方の矯正と、是正とを得るなれば、實に筆者の幸である。

(一) 平泉澄氏、中世文化の基調、史林、第十四卷、第一號、五一頁。

(二) 櫻井庄太郎著、日本封建社會意識論、第三編、第二章、一分、七七頁。

二

こゝに宗教といへるは、勿論、神道と佛教とを指すのであるが、併し、前者は平安朝以後、次第に後者と融合調和するやうになつたので、先ず佛教文化の特質から考察を進めてみる。

元來、奈良朝以後の佛教は、何れの宗派も極めて理論的で難解であつたばかりでなく、修法も至難であつたので、一般に信仰されず、勢ひ宮廷や、貴族の占有に歸したのである。されば、寺院の如きも、官寺、或は貴族の氏寺又は私寺であつて、國家の泰平を祈り、貴族の一門、一家の現世的幸福を祈るに過ぎなかつた。又、僧職にしても、僧正、或は僧都の如き地位に就き得るものは、名門貴紳の出身が多かつた(一)。されば彼等が貴族と同じく、幾多の特權を有して、富貴權勢を誇ると共に、寺院の如きは、親王、諸王、攝錄家の權門勢家と並び稱されたのである。

かくの如く、佛教は、宮廷や、貴族の被護によつて發達したのであつて、それが彼等の占有となつたのは怪しむに足らぬ。かくて、宮廷や、節錄家は、政教兩權の把持者、或は所在であつたのであつて、單に政權の策源地でなくして、教權の策源地として、宗教上的一大權威者であつたのである。天台宗が、

常に國家の爲に念誦するとか（二）、眞言宗が、國家の爲に修法する（三）といへる、いはゆる佛法、王法は二者一つであるといふ思想を生むだのも、この爲である。併し、佛法、王法は一つであるといふ思想は、必しも、天台宗や、眞言宗の如き貴族的國家佛教のみに限らなかつたことは、一層この點を裏書するものである。

例へば、平安朝末から鎌倉時代に起つたる、専ら個人の安心立命を説く、平民的な新佛教である、淨土真宗でも、朝家ノ御タメ、國民ノタメニ、念佛ス（四）といひ、蓮如上人も、他力佛恩の稱名をたしなみ、そのうへにはなを、王法をさきとし、仁義を本とすべし（五）といつてある。又、日蓮も、國家を祈り佛法を立つべし（六）とあり、又、禪宗も鎮護國家を唱へると共に、國家ニ眞實ノ佛法弘通スレバ王化太平ナリ（七）といつてある。樵談治要の著者も、それ佛法王法二なく、内典外典又一致也（八）といつてゐる。

一條兼良は樵談治要、文明一統記によりて見るに、佛法に正しき理解を有し、殊に勸修念佛義の著などもあり、淨土教に歸依して居たらしく見える（九）

といつてゐたやうに、彼は、政道は佛法に待たねばならぬことを力説してゐる。

それ大悲の菩薩は、衆生にかはりて苦をうけんとせいくはんをおこし給へり、天下主領たる人、誠に不足もなき身において、政道をとりもち、これををこなはんことは、大にむつかしきことなれ

と、たれにゆつるへきことにもあらざれば、つとにおき、夜半にいねて、萬民のうたへをきゝ、理非をけつし、其のそみをかなふることは、地藏觀音の慈悲の誓願も、唐堯虞舜の仁道も、さらに別に有へからず（一〇）

しかも、これらの禪宗、淨土、日蓮宗の如き新佛教も、當初のうちは頗る平民的であつたが、時代の推移と共に、次第に、宮廷や、貴族に接近したのである（一一）。殊に淨土宗の如きは、その開祖法然は、一般からも、かくの如き上人は貴所に近づくべからざるものと看做されてゐたといふにも拘らず、既に當初から宮廷や、貴族に接近してゐたと傳へられるのである。

但し、宜秋門院（後鳥羽天皇中宮、兼實第一女任子）は、法然に歸依して居られたらしい。それは玉葉建久二年九月廿九日の條に、宜條門院が法然より受戒されたことが見え、その時に、或人がかくの如きの上人は、貴所に參らざる由、先例を以て難するものゝあつた時、兼實が之を排したことがある（一二）

兼實は、いふまでもなく、源賴朝が鎌倉に幕府を創立するに方つて、賴朝の信任により、後鳥羽天皇の攝政であつた近衛家の祖基通に代つて、節籙の地位を占めたる九條家の祖である。これによると、彼も又法然に歸依したる一人であつたことが解る。その後、淨土教が南北朝及室町時代に入つて、益々、宮廷と貴族に接近すると共に、彼等が、第二の天台宗、眞言宗の如く、天下國家安全を祈るやうになつ

た（一三）。

かくの如く、宮廷や貴族と、佛教との關係が如何に宿縁深きものであつたかを解る。されば、平安朝に入つて、藤原氏の閥族政治下に、或は院政の下に、佛教が攝錄家や、上皇や、法皇の被護により、俗權と結託するに至つては、最早や何物を以ても抗する能はざる絶對不可侵權威となつたのである。

若し藤原氏の人で、興福寺に不利な態度を見せたら、忽ち放氏^{ハシタケル}と稱して一門拂となるのであるから（史學雜誌第十一編本本愛重博士「放氏考」参考）朝廷でも斷然たる處致を行ふことが出來なかつた（一四）

又、法然一派の平民的新宗教の運動が、南都や、北嶺の舊宗教と意見が合はず、終に、道德、及び政治上の批難を蒙ると共に、承元元年二月十八日、法然が土佐に配流され、安樂房、住蓮房の二弟が共に處刑されたことは有名である。この事件も、専ら、興福寺が國家權力と結託して行へるものである（一五）。これを要するに、王朝時代の既成佛教は、極めて國家的貴族的で、且つ聖者的で、甚だ不寛容であつた。

(一) 滝川政次郎著、日本社會史、第二編中古、第二章貴姓階級、五二頁、

(二) 帝室制度史、第七卷、第二節、第一款國體の特徵、二二五頁、記載、顯戒論、

(三) 同書、同卷、同節、同款、二二六頁、記載、性靈集、四

(四) 同書同、同卷、同、同、二二一頁、記載、親鸞上人御消息集

(五) 同、同、同、二二二頁、記載、蓮如上人文

(六) 同書、同、同、同、二三四頁、記載、立正安國論

(七) 同、同、同、同、二一九頁、記載、正法眼藏

(八) 同、同、同、同、二三四頁、記載、樵談治要

(九) 辻善之助、淨土教の宮廷への接近（上）、史學雜誌、第四十編、第一號、一八頁

(一〇) 帝室制度史、第二卷、第二節、二三六頁、記載、樵談治要

(一一) 淨土教の宮廷への接近（上）、一、二頁

(一二) 同論文、四頁

(一三) 同論文、一九頁

(一四) 黒坂勝美著、更訂國史の研究各說上三四五頁

(一五) 松本彦次郎、鎌倉時代に於ける宗政改革の問題（第三回）、史雜第參拾六號、第四號

三、

併しながら、宮廷や、貴族の被護の下に發展し來たる、貴族的、現世的、既成宗教の黃金時代に方つて、末法的淨土教思想が、擡頭して來たことは、何といつても、看過し難いのである。

末法思想といふのは、元來、佛滅後千五百年にして、教のみあつて、行證の全くない末法の時代に入

るといふ佛説に基づくものであつて(一)、既成宗教の天台宗のうちから擡頭して來たものであるが、併し、それが熾烈なる意識を持つやうになつたのは、藤原氏專權期に入つてからである。即ち、往生要集の著者、惠心僧都源信がその第一人者である。さて、淨土教思想の特色は、從來の貴族的聖者的既成宗教の聖道門より離脱することであるが、源信は、依然、貴族に出入したる點より觀ても、未だ貴族的聖者的信仰を脱しなかつた(二)。

それでは、淨土教思想が、漸く平民的となり、實際的となつたのは、何時頃からかといへば、院政になつてからである。即ち、良忍がその第一人者である。彼に於いて、初めて淨土教思想が、道俗貴賤の間に普及を見るに至つた(三)。かくて、次に法然出づるに及んで、淨土教は全く既成宗教たる聖道門より、完全に獨立したのである。

かくの如き平安朝末に於ける淨土教の躍進的發展の思想的根據は、言ふまでもなく、當時の貴族政治の腐敗に基づく、社會の不安、並に既成宗教の墮落に基づく、僧徒の破戒亂行等の客觀的狀勢に對する、道俗貴賤の反省と自覺の結果であることは爭ひ難き所である。しかも、淨土教が人間の本性を認めて、念佛萬能の解釋により、「十惡五逆モキラハズ」となし、嚴格な戒律を主張しない、比較的寛容なる思想を有したる事實は、聖者的既成宗教の傳統的權威に對する懷疑と否認とを伴つたることも又、争ひ得ざる所であらう。されば、國家的權力を以て、新宗教を抑壓せんとする既成宗教の暴力にも怖れず、猛

烈に戒律を無視したる、専宗念佛説を唱へる徒が、法然の末派に輩出するに至つたのである（四）。

その爲に、法然自身も、かの土御門天皇承元元年（建永二年）の事件には、起請文に對する弟子たちの違叛により、責任を荷せられて、流人となつたほどである。法然が、その主義と信仰のために、既成宗教の人々から、道德、及び政治の上から批難排斥されて、起請文を草したり（五）、或は、これに違叛したる弟子を破門したり（六）する所に、いかにも、外部の壓迫に餘儀なくされるやうに（七）、又、舊宗教と妥協し、道德と握手するやうに（八）見られないこともないではないが、併し、又、その點に、彼の自由なる寛容性が認められる。法然自身も選擇集で念佛の外的價値を絶對のものとし、戒行をば極めて瑣細のものとした（九）といふ信仰からすれば、彼も又當然異端の罪は免れ難いにも拘らず、彼は自由に貴所にも出入すると共に、假令或る人の批難があつたとしても、自説を齧ることもなく（一〇）、自己の主義と信仰を普及することを得たといふだけでも、彼が如何に寛容性に富める人物であつたかと解る。

かくの如く、淨土教思想が、寛容に富むでゐたので、それが末法的現實の時代精神に投合して、燎原の火の如く、道俗貴賤の間に普及する魔力を有したのであつて、外部的壓迫も效果を奏しなかつた。この法然の配流事件のあつた時に、北越地方に於いても、更に猛烈に戒律を無視し、僧侶の廢止論に近い説を主張した僧が現れ、それが肉食妻帶を宗義としたる親鸞のをる地方に近いために、この僧を親鸞に擬する説があつた（一一）。又、後堀河の安貞元年七月の専宗念佛者、隆寛、空阿彌陀佛、成覺の配流事

件も(一二)、最近の研究の結果では、もつと廣い範圍に涉つてゐたらしい(一三)のであつて、思想取締史研究の上から看過し難いのである。

併し、末法思想の發展に最も刺戟を與へたるものは、武士の勃興にあつた。

保元々年七月二日鳥羽院ウセサセ給ヒテ後、日本國ノ亂逆ト云コトハヲコリテ後、武者ノ世ニナリニケル也ケリ(一四)

實に保元、平治の變は、藤原氏の他族排斥の爲に、多年雌伏を餘儀なくされながら、地方や中央の紊亂に乗じて、漸く實力を養ひ來たつたる地方武士が、偶々朝家や、攝錄家の政爭に投じ、初めて武力を行使し得る絶好の機會を得たる空前の大事件であつた。

マサシク王臣都ノ内ニテカ、ル亂ハ鳥羽院ノ御時迄ハナシ、カタジケナクアハレナル事也(一五)
これに反し、武士の得意と喜悅は覆ひ得なかつた。

義朝軍ニアフ事何ケ度ニナリ候ヌル、皆朝家ヲオソレティカナルトガヲカ蒙候ハズラントムネニ先コタヘテヲソレ候キ、ケフ追討ノ宣旨カウブリテ只今敵ニアイ候ヌル心ノス、シサコソ候ハネトテ、安藝守清盛ト手ヲカチテ三條内裏ヨリ中御門ヘヨセ參リケル(一六)

この亂逆事變を一期として、院の勢力も、藤原氏の勢力も、寺院の勢力も、全く武家の實力の下に雌伏すると共に(一七)、佛法王法は動搖するに至つた。

平治元年十二月、太上天皇（後白河院）一戦の功を感じて、不次の賞を授け給ひしよりこのかた、

高く相國に上つて、兼ねて兵仗を賜はる。男子或は臺階を辱うし、或は羽林に列なり、女子或は中宮職に備はり（高倉天皇の中宮、安德天皇母）、或は准后の宣を蒙る、群弟庶子みな棘路に歩み、その孫、かの甥、悉く竹符を割く。しかのみならず九州を統領し、百司を進退してみな奴婢僕從とす。一毛心に違へば、王侯といへどもこれを捕へ、方言耳に逆らふあれば、公卿といへどもこれを擣む。これに依つて、或は一旦の身命を延べんがため、或は方時の凌踐を遁れんと思うて、萬乘の聖主なほ面轉の媚をなし、重代の家君かへつて膝行の禮をいたす。代々相傳の家領を奪ふといへども、上宰も恐れて舌を捲き、宮々相承の莊園を取るといへども、權威を憚つてものいふ事なし。勝ちに乗るあまり、去年の冬十一月（治承三年）太上皇のすみかを追捕して（鳥羽離宮に移し申す）、博陸公の身（關白松殿基房）をおしながす（基通を關白内大臣とす）、叛逆の甚しきこと、まことに古今に絶えたり（一八）

抑近日世上の體を案するに、佛法の衰微、王法の牢籠、まさにこの時に當れり（一九）
入道淨海、ほしいまゝに佛法を破滅し王法を亂らんと欲す（二〇）

逆臣の亡ぶるは王法の威なり勇士の力と思ふべからず。清盛かく心の儘に振舞ふこそ然るべからぬ、これも末代に及んで王法の盡きぬるにや、逆も由なしと思召し立たせ給ひて、上皇（高倉院）

御出家あり(二二)

併し、最初、この政教兩權の傳統的大權威に、敢然と抗したる平氏は、さすが佛法王法の公敵となり(二二)、運命を早めたかの觀がないでもなかつたが、とにかく、恐れ憚られたる院政や、藤原氏の因習的閥族政治の牙城に對して、挑戰すると共に、多年暴威を逞しうしたる春日明神や、山王權現の神威をも冒瀆して、南都北嶺の堂宇房舎を焦土に歸せしむるには(二三)、實力ある武家に於いて初めて可能であるのみか、これが武家政治の先例ともなり鐵則ともなつたのである。

わが朝にも南都の七大寺荒れはてゝ八宗も、九宗も跡たえ、愛宕、高尾も昔は堂塔、軒を並べたりしかども、一夜の中に荒れはてゝ、天狗のすみかとなり果てぬ。さればにや、さしもやんごとなかりつる天台の佛法も、治承の今に及んで亡びはてぬるにや。心ある人の歎き悲しまぬはなかりけり(二四)

これを要するに、武家の勝利の關鍵は、専ら實力にあるのであるから、源賴朝が純然たる武家政治を組織すると、實力尊重の風潮は避け難くなると共に、革新政策は愈々具體化するに至つた。なるほど、彼は、神社、佛寺の崇敬を以て第一義とし、平氏に沒收されたる社寺領、或は、院や、公家の所領の恢復を宣言すると共に(二五)、極めて妥協的な緩和方針を探つたけれども、それは唯だ君民の信賴を得ん爲の、或は義仲や、平氏を追討するに方つての自己の急場を救う爲の策略としか見られなかつた。義

仲を屠り、平氏を追討したる後は、最早や、かゝる微温政策を彼は必要と認めなかつた。

されば、義經の奏請に基いて、文治元年十月、後鳥羽上皇が、賴朝追討の院宣を下賜するに及んで、彼は忽ち從來の恭順的、敬虔の態度を一變し、逆に、土地兵馬の實權を掌握すると共に(二六)、攝錄の更迭(二七)や、廷臣の任免にまで干渉して、全く、大權を干叛するに至つたのである。かくて、政教は必然分離すると共に、寺院の如きは、最早や、佛法王法を楯に、或は、神威に託して、武家に抵抗する望みはなくなつた(二八)。

ソレニ今ハ武士大將軍世ヲヒシト取テ、國主武士、大將軍ガ心ヲタガヘテハ、エヲハシマスマジキ時運ノ色ニアラハレテ出キヌル世ゾト、大神宮八幡大菩薩モユルサレヌレバ、今ハ寶劔モ無益ニナリヌル也(二九)

これを要するに、武士といふものは、勇者の名に恥じず、自己の權勢を扶植するためには、相當に思ひ切つた事を行つてゐる。この點では、平家も、源家も全く同じであつた。彼等は自己の意に反すれば、その下に瓜牙となり、その驅使に甘んじて、犬馬の勞を惜しまなかつたる院であらうが、攝錄家であらうが、又、王城鎮護を以て自負したる山門であらうが、藤原氏累代の守護神であらうが、憚り恐れることはなかつた。況んや、その末寺末社の如きものに於いてもある。武勇之威、自滿_{三四海}之所致歟(三〇)といつても、又、武威之被_レ世、敢無出_レ詞之人(三一)といつても過言のやうに思はないのである。

武士ナレバ當時心ニカナハヌ者ヲバヲレバ、トニラミツレバ、手ムカイスル物ナシ。タゞ心ニ任セテント、ヒシト案ジタリト今ハミニユメリ（三一）

タゞ口ニテ一言ワレニマサリタル人ヲ過分ニ放言シツレバ、當座ニムヅトツキコロシテ命ヲウシナハル、也（三二）

かくの如く、武家は極めて自由闊達なる、野猪的本性を有したので、既成宗教や、政治道德からも、新宗教と同じく、常に好感を以て、迎えられなかつた。さればこそ、愚管抄の如き、中世獨特の末法的宿命史論も生れた所以である。

マコトニハ末代惡世武士ガ世ニナリハテ、末法ニモイリニタレバ、タゞチリバカリコノ道理ドモ
ヲ君モヲボシメシシイデ、コハイカニトヲドロキサメサセ給テサノミハイカニコノ邪魔惡靈ノ手ニ
モイルベキトヲボシメ、近臣ノ男女モイサ、カ驚ケカシトノミコソ念願セラレ侍レ（三四）

佛法王法が、共に衰へたといふこの末法思想のうちに、中世の宗教文化に及ぼしたる武家勃興の意義を解し得ると思ふ。

(一) 福尾猛市郎、藤原後期及び鎌倉初期に於ける淨土教思潮の概觀(上)、歴史と地理、第三十卷、第五號、四二頁。

(二) 同論文、四七頁

(三) 同論文、四八頁

(四) 鎌倉時代に於ける宗教改革の問題（第三回）、史雜第參拾六號、第四號

(五) 同論文

(六) 同論文

(七) 同論文

(八) 同論文

(九) 同論文

(一〇) 同論文

(一一) 同論文

(一二) 百鍊抄第十三、後堀河安貞元年七月五日、新訂増補國史大系第十一卷

(一三) 鎌倉時代に於ける宗教改革の問題

(一四) 愚管抄第四、崇徳、一二一頁、國史大系第十九卷

(一五) 同書、同、同、同、頁

(一六) 同書、同、同、一三二頁

(一七) 國史の研究各說上、三八二頁

(一八) 平家物語卷四、日本文學大系第十四卷四三九頁

(一九) 同書、四三六頁

(一〇) 同書、同

(一一) 源平盛衰記波卷第三、日本文學大系第十五卷、七九頁

(一二) 平家物語卷四、日本文學大系第十四卷四三五、四三六、四三七頁以仁王舉兵に應ぜる、山門南都の合力援助

武家の興起による中世佛教文化基調の動搖（山本）

- (二三) 玉葉、卷三十五、治承四年十二月十一日、園城寺燒討、同年十二月廿九日、興福寺、東大寺燒討
- (二十四) 平家物語卷二、日本文學大系第十四卷三四八、三四九頁
- (二十五) 玉葉、壽永二年十月一日、二日、四日條
- (二十六) 吾妻鑑卷第五、文治二年十一月廿九日
- (二十七) 同書卷第四、文治二年十二月六日
- (二十八) 三浦周行著、續法制史の研究、武家制度の發達、六九五頁
- (二十九) 愚管抄第五、後鳥羽、一六五頁
- (三十) 中右記、堀河天皇嘉保元年三月八日
- (三一) 同記、同、長治元年十月七日
- (三二) 愚管抄附錄、二二二頁
- (三三) 同書、同二二〇頁
- (三四) 同書、同二二一頁

四

これを要するに、新興勢力の武家は、佛法王法二つでないといへる、舊來の政治、宗教、道德すらよりも、全く破戒者、亂逆者として遇し、目されたのである。愚管抄の著者は、當時に於ける、王法佛法相應の理想家の唯一の代表者であつたことは言ふまでもない。

されば、論者の如く、中世文化に於ける宗教の地位や、價值を絶對視されんがために、

『武家の興起は中世に於ける最も重大なる現象ではあつたが、しかもその意志力を主とする獨特の文化も、常に宗教文化に威壓せられ勝であり』とか、

『宗教に朝宗して始めて十分の満足を見出したのであつた』(一)

等と斷じ難いのである。

以上のこととは、既成佛教の方面からの觀察であるが、新佛教の方面から觀ても、僧侶は肉食妻帶はおろか、念佛萬能の解釋の下に（念佛の思想が各宗に共通であつた）、十惡五逆モキラハスとなす如く、一般の俗人も、今昔物語や、往生傳中の人々の行狀に關する記事には、破戒の事實に充ちてゐるのであつて(二)、論者の如く、

『中世は聖なるものによつて、支配せられ、指導せられた』(三)

と概説し難い。況んや、破戒亂逆者と認められたる、専ら現實的、實力主義の武家に於いては、猶のことである。論者は、中世の始期を保元の亂の起つた保元元年とし、その終期を織田信長が將軍義昭を逐うた天正元年としてをられる(四)が、假に今中世といふものを、論者の定義に従つて解するとしてもこの時代は、一般に破戒亂逆の下剋上の自由思想の充ちてゐた頃であつて、寧ろ、宗教的聖なる觀念や、傳統的權威が、痛く動搖し出した時でなかつたであらうか。

源賴朝が、文治元年十一月、朝廷に守護地頭補任の勅許奏請したる時に、吾妻鏡に大江廣元の建言として、次の如く記してある。

「世已屬澆季、梟惡者尤得、秋、天下有反逆輩之條、更不可斷絕、云々」（吾妻鏡卷第四）、即ち、此處には世は最早や末世で道も法も破られて權威を失ひ、悪人は幾ら倒しても、次から次へと起つて斷絶しない時勢になつてゐるといふ時勢觀が強く支配してある。さすが當代の智者と目されたる廣元のこの獻言は、よく世相の推移に着眼してゐるといつてよい。

日蓮は承久の亂後を「日本國ノ萬民等用禪宗念佛惡法故ニ天下第一先代未聞ノ下剋上出來セリ」と宗教の立場から社會の激變を論じてゐる。下剋上の思想は承久の亂によつて著しくなつたことは争ふことは出來ない（五）

而して王朝の文化政治がその無力を暴露し、武力の絶對的優越が事實によつて證明されたのは、實に承久の亂であつて、古來朝敵となつて榮えた例はないといふ國民の傳統的信念も、上皇が新島守となられるといふ破天荒の事變によつて龜裂を生じた（六）

破戒の事實に對して寛容の心をもつてゐる所に、鎌倉時代の特色があらはれてゐる。「末法」といふ思想と、時代それ自身が僧侶の肉食妻帶など破戒の事實に満ちてゐた（七）

平安朝の人爲的であり、保守的であるのに對し、鎌倉時代が自由であり、自然である（八）

これに反して、聖の思想は、不自然であり、虚偽であり、拘束である。鎌倉時代の特色は、かゝる人爲的不自然や、虚偽を打破して、赤裸々の人間の本性に復歸したる所にある。白拍子は「佛も昔は人なりき」(九)と唄ひ、歌人源實朝は、「神といひ佛といふも世の中の人の心のほかのものかは」と詠じてゐる。鎌倉時代人は、神も佛も、人間と同じく見てゐる。

否、寧ろ懷疑的ですらある。彼の承久亂が朝廷の不利に終り、三上皇が配流申されたのを見て、吾妻鏡の記者は、天照大神が、畏くも百皇鎮護の誓を改め給ひたるかと疑惑してゐる。

「天照大神者、豊秋津洲本主、皇帝祖宗也、而至于八十五代之今、何故改百皇鎮護之誓、三帝兩親王、令懷配流之恥辱御哉、尤可怪之」(吾妻承久三年閏十月十日の條)

鎌倉武士の典型と目されたる畠山重忠に法を説いた梅尾の明惠上人が「我は後世資らんとは申さず、只現世に有べき様にて有んと申なりと」いつたのも、日蓮が未來を穢土とし、現世を極樂と讚美したのも、同じくこの人間性の自然の現れに外ならぬ。

殊に、功名のために大將の馬前に死したる中世の武士は、かゝる人間の本性を最も露骨に現したる代表者であつたのである。(一〇)

「恩賞」と直接連關する功名を親兄弟とも紛れぬやうにしようとする個人主義こそ、當代の武士のあらゆる行動の基底である(一〇)。

一の谷合戦に、熊谷直實は功名をする爲に、先陣を希望して、味方の勢より離れて朝四時ごろから急ぎ進んだが、敵陣に着くと、「夜は猶深し、城戸口は不_レ開御方も未續ねば、死る命は何も同事なれ共、晚闇くらやみに證人もなく死にたらんは正體なし」と思つて、夜があけて、自分の働が味方によく見えるまで待つてゐた。それと言ふのも、目ざましい働をして、「鎌倉殿にも聞え奉り、子孫のため名をも擧げばや」と思つてゐたからである。直實ほどの名ある武士でもかかる調子であるから、一般平凡な武士は武士道の發達してゐた時代、地方に於ても、戦争に名利を忘れなかつたであらう

(一一)

證人の見てゐない所で、大死をしないといふこと、又、受領は倒るゝ所に土をつかめといふのが、抑々、當時の一般武人の生活原理である。われらは、かかる古武士の心に、既に神佛に頼り求めんとする心が失せつゝあるのを認めざるを得ない。假令武將の中には、法を求め、佛門に歸し、法衣を纏ひ、入道を名乗る者が輩出したとしても、それは唯だ名のみであるか或は現世に失望したる落伍武人のことで、實は、平氏にしても、源氏にしても、足利氏にしても、名聞と利慾の権化ならざるものは、一人もゐなかつたのである。されば、太平記の著者の如きは武士が物欲のためには節義を顧みないのを見て、澆季末世と嘆じてゐる。況んや、その後の戦國時代の實力主義萬能の群雄に於ては申すまでもない。

かくて、平民的な新佛教も、やがて第二の貴族たる武家と結んで、その保護の下に、武門の繁榮と、武運長久を祈願する祈禱教に墮落するに至つたのである。武士が最も精神的支援を求めたといはれる禪宗の如きは、この傾向が最も甚しかつた。

禪宗は真言天台などの貴族佛教に對して、寧ろ平民的色彩を有つたものであるが、早くも鎌倉時代より朝廷と縁を結び、又武家が貴族化すると共に、之と縁を結んで、全く貴族佛教と成り了せた。斯くて禪宗は、將軍大名等と深き關係を結んで、昔の真言天台の代を勤めるやうになつた(一三)。

されば、信長が比叡山を焼く時、又、秀吉が日光山を潰す時(一三)を待たないでも、既に、平氏が、源軍に黨したる、春日明神や、山王權現の神威を冒瀆すると共に、南都北嶺の堂宇房舎を焦土に歸せしめた時に、中世の宗教文化の基調は動搖したることは、疑ひないのである。これを要するに、宗教が文化の基調をなしたのは、佛法王法一であつた前代のことと、一度武力が起り、佛法王法が動搖して政教分離の勢を發したる社會にあつては、論者の言の如くに、宗教が一切を規定するといふやうなことは言ひ得なくなるであらう。しかも、新佛教が、前代の舊佛教のやうには戒律にやかましくなく、極めて寛容に富み、自由であつたのは、時勢の推移の然らしむる所であつて、一般に宗教的聖の觀念からの解放が十分認められるやうになつたと思ふ。

(一) 前掲の平泉氏論文、史林第十四卷、第一號

武家の興起による中世佛教文化基調の動搖(山本)

- (二) 松本彦次郎氏、鎌倉時代に於ける宗教改善の問題（第一回）史雜、第三十五編、第十二號、五〇頁
- (三) 平泉澄氏、日本精神發展の段階、史雜第三十九編、第四號、四七頁
- (四) 平泉澄氏著、中世に於ける精神生活、五頁
- (五) 前掲の松本彦次郎氏論文、五七頁
- (六) 瀧川政次郎氏著、日本社會史、第三編中世、第一章、一四七頁
- (七) 鎌倉時代に於ける宗教改革の問題（第七回）、史雜、第三十六編、第十二號、三五頁
- (八) 同論文、同上
- (九) 梁塵祕抄卷二、雜法文哥
- (一〇) 西田繁氏、軍記物語に現れたる武士階級イデオロギー（思想）、第一一〇號八〇、八二頁
- (一一) 高橋俊乘氏、武士道の起原及び特質（一）、哲學研究、第九卷、第九冊、第百二號、五三頁
- (一二) 辻善之助氏、淨土教の宮廷への接近（上）、史雜、第四十一編、第一號、一頁
- (一三) 前掲、平泉氏論文、日本精神發展の段階、五三頁